

函 財 稅

令和 7 年（2025 年）9 月 10 日

総務常任委員会委員 各位

財 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

督促状の誤配による個人情報の漏えいについて

（財務部税務室）

## **督促状の誤配による個人情報の漏えいについて**

### **1 概 要**

令和7年7月18日（金）付けで郵送した市税に係る督促状について、別人あての督促状が届いたとして、配達先の市民から9月4日（木）に税務室納税担当に電話連絡があり、日本郵便株式会社（以下「郵便事業者」という。）による誤配があったことが判明した。

同日、市税に係る督促状を回収の際、国保年金課から郵送した郵便はがきも誤配されていることが判明したことから、併せて回収したところ、市税に係る督促状のみが開封された状態であり、記載内容が閲覧可能な状態であることを確認した。

（1）個人情報が漏えいした督促状の件数 1件（対象者1名）

（2）督促状に記載の個人情報

住所、氏名、市税の税目および税額

### **2 原 因**

対象者と誤配先の住所が同一（アパート）であることから、郵便事業者の職員が配達する際の確認不足により、誤配したことを郵便事業者に確認した。

### **3 本市の対応**

9月5日（金）、税務室納税担当職員、国保年金課担当職員および郵便事業者職員が対象者宅を訪問し、郵便事業者職員からは誤配についての経過と謝罪を行い、市担当職員からは督促状等を手渡した。

また、郵便事業者に対しては、これまで類似の事案が度々発生していることを踏まえ、個人情報を含む市の郵便物の取扱いについて、改めて細心の注意を払うよう求めた。